

- ・2021年度の雇用保険料率について
- ・育児介護休業法等の一部改正案、国会提出へ
- ・70歳までの就業確保措置はできていますか？

2021年度の雇用保険料率について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2021年4月1日から2022年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。 ※2020年度から変更なし

事業の種類	労働者負担①	事業主負担②	雇用保険料率①+②
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000

育児介護休業法等の一部改正案、国会提出へ

2021年2月26日、育児介護休業法等の一部を改正する法律案が国会へ提出されました。今回の改正案は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするためのものです。

①男性の育休取得促進のため柔軟な枠組みの創設

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設

1. 原則休業の2週間前までに休業申出 ※現行は「1か月前」
2. 2回まで分割して取得可
3. 労使協定を締結している場合、労使の個別合意により、事前調整の上で休業中に就業可



②育児休業の分割取得

上記①の休業を除く育児休業について、分割して2回まで取得可

③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止

※労使協定を締結した場合、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外可

施行期日 ①②: 公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日 ③: 2022年4月1日

70歳までの就業確保措置はできていますか? ～2021年4月1日施行～

定年後継続雇用していてもすぐ65歳になる職員がいます。4月から70歳まで雇用しないと聞きましたが、それについて教えてください。



①

2021年4月からは、これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業確保が「努力義務」となりました。

下記ア～オのいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ア. 70歳までの定年引き上げ
- イ. 定年制の廃止
- ウ. 70歳までの継続雇用制度の導入
- エ. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- オ. 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業



②

4月1日時点で就業確保の措置が取られていないと、行政による指導の対象となるのでしょうか。



③

4月1日時点で70歳までの就業確保措置が講じられていることが望ましいですが、多くの事業所で、検討中や労使での協議中、検討開始といった状況も想定され、直ちに指導の対象とはなりません。まずは顧問社労士や労働局に相談しながら、措置の実施に向けた取り組みを進めていきましょう。

なお、当分65歳以上の労働者が生じない企業も高齢者就業確保措置を講じるよう努める必要があります。



④

65歳以降70歳までの就業確保措置を講じる際に、就業規則を変更する必要はあるのでしょうか。



⑤

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、法定事項について就業規則を作成し届け出なければならず、また法定の事項について変更した場合についても同様です。

定年引き上げ、継続雇用制度の延長等の措置を講じる場合や、創業支援等措置(②コマのエ・オ)に係る制度を社内で新たに設ける場合には、「退職に関する事項」等に該当するものとして、就業規則を作成、変更し、届け出る必要があります。

創業支援等措置を講じる場合には、就業規則の変更とは別に、計画を作成し、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。この計画については届け出る必要はありません。⑥



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.3.16

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG